

平成 28 年 5 月 30 日

建設工事一般競争（指名競争） 入札参加資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

現場代理人の兼務の取扱いについて

上下水道局発注の工事において、同一の現場代理人が複数の現場を兼務することができる場合を、下記のとおりとしておりますのでお知らせいたします。なお、兼務配置をしようとする場合は、別紙様式により申請を行い、承認を受ける必要があります。

記

- (1) 請負対象金額 **3,500 万円**（税込）未満の災害復旧工事（緊急発注工事を含む。）を複数受注した場合の兼務
- (2) 施工中の工事と直接関連する別の工事を随意契約で受注した場合の兼務
- (3) 施工中の工事に隣接し、かつ関連する別の工事を受注した場合の兼務
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間で、同一工場内における別の工事との兼務
- (5) 次の常駐を要しない期間における兼務
  - ① 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等が完了した後、工場製作品又は外注資材品を待って工事現場が稼動する場合の測量等の完了後、現場着工までの期間
  - ② 施工のために工場製作又は外注資材の発注が必要な工事で、測量等は要せず、工場製作品又は外注資材品を待って工事現場が稼動する場合の現場着工までの期間
  - ③ 契約担当機関により工事の一時中止（部分中止は除く。）が行われ、工事再開まで工事現場の稼動がない場合の一時中止期間（現場管理のため、契約担当機関が工事現場への常駐を特に指示した場合を除く。）

- 注意
- ・(1)、(2)及び(3)については、高知市上下水道局発注工事に限ります。
  - ・建設業法上、配置技術者の専任（他の工事に係る職務の兼務を認めないことをいう。）が必要な請負金額 **3,500 万円**以上（建築一式工事は **7,000 万円**以上）の建設工事において、配置技術者が現場代理人を兼務する場合は、配置技術者の専任制の制約上、次のいずれかの期間（専任が必要な配置技術者の専任を要しない期間の特例）を除き他の工事の現場代理人となることはできません。
    - ア 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、同一工場内で工場製作のみが行われている期間
    - イ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間